



ほけんだより

No.2

令和5年(2023年)

5月17日

札幌市立手稲北小学校

始業式・入学式から1ヶ月以上が経ちました。新しい学年の生活にも慣れてきたころでしょうか。今月、来月と健康診断が続きますので、御協力をお願いいたします。

5月の健康診断

25日(木) 耳鼻科検診………1・4学年

*例年、5月に行っている尿検査は、今年度については2学期以降に行います。
詳細についてはまだ未定です。



★耳鼻科検診について

学校耳鼻科医の今石先生(勤医協西区病院)が、耳・鼻・のどの様子を診てくださいます。

- ・耳垢をとっておきましょう
- ・髪の毛が耳にかかる人は耳がでるように結んでください。



◎健康診断の結果、再検査や治療が必要なお子さんのみ、後日「結果のお知らせ」のプリントをお渡します。(クリーム色の用紙です) これは治療のお勧めであって、必ず病院へ行くようにという強制的なものではありません。普段のお子さんの様子をよくご覧いただいた上、専門医にご相談ください。なお、病院を受診した場合には、連絡書を切り取って、担任へ提出してください。

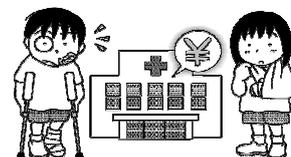
◎学校での検査・検診は、あくまでもその日の体の様子を診たものであり、限られた時間、場所での集団検診であることをご理解いただきたいと思っております。通知内容については、すでに治療中である場合や、治療中の病名と違うといった場合もあるかもしれませんが、前述のとおりご理解ください。



日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

学校での生活中や登下校時の災害(けがなど)に、医療費が給付される災害共済給付制度です。全員加入となっており、掛け金460円は5月8日の諸費での引き落としとなっています。

- *学校や登下校のけがで病院を受診した場合は、書類をお渡ししますので、お知らせください。
- *給付金は請求手続きをしてから2~3か月後に給付となります。



新型コロナウイルス感染症について

5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行しました。「手洗い」「換気」等の基本的感染対策は続けながらも、コロナ前の学校生活が戻りつつあります。5月2日発行の学校からの文書でもお知らせしていますが、家庭での健康観察報告は不要となります。報告は不要ですが、コロナ禍前同様、毎朝の健康観察は続けていただきたいと思います。体調不良がある場合には無理をせず自宅で休養することをお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
(発熱等の翌日を1日目とする)

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が上記のようになりました。学校感染症の種類により出席停止の期間は違ってきます。以下を参考にしてください。

おもな

出席停止となる感染症

本人の十分な休養と早期快復、そして集団感染を防ぐために決められているものです。出席停止期間中は欠席扱いになりません。個々の症状により、出席停止の期間には違いがありますので医師の指示に従ってください。診断された際には学校へご連絡ください。後日「出席停止のお知らせ」という用紙を発行します。保護者が必要事項を記入して報告書を提出してください。(医師の記入は必要ありません)

主な学校感染症	出席停止の期間
インフルエンザ	発症後5日経ち、かつ熱が下がって2日経つまで
百日咳	特有の咳が消えるまで又は5日間の治療が終了するまで
麻疹(はしか)	熱が下がってから3日経つまで
流行性耳下腺炎	腫れが出てから5日経ち、全身の状態が良くなるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
水痘(みずぼうそう)	発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	症状が無くなった後、2日経つまで
結核	感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	症状により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	抗生剤投与1~3日後まで
手足口病	全身の状態が悪い期間
ヘルパンギーナ	全身の状態が悪い期間

